

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第26条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、期末手当及び通勤手当を支給する。
- (2) 会長については、月額で報酬を支給する。
- (3) 会長を除く非常勤役員については、副会長又は理事が会長の依頼により会務のため会議等に出席し、又は会長の依頼により会務のため旅行するときは、会長が別に定める報酬額を支給する。ただし、本会理事会、評議員会及び正副会長会議への出席には本条に規定する報酬は支給しない。
- (4) 評議員については、報酬を支給しない。

(常勤役員等の報酬額等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 期末手当については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第12条の規定に準ずる額
- (4) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬額等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当は、職員の例による。
- (2) 期末手当については、職員の例による。
- 2 非常勤役員等の報酬は、会議等に出席した都度支給する。
ただし、会長への報酬については毎月21日に支給するものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十二条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長及び副会長等の報酬に関する規程(平成17年4月1日施行)及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会常務理事の報酬等に関する規程(平成5年4月1日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年2月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(平成29年12月の期末手当)
- 2 平成29年12月に支給する期末手当については、改正後の第3条の規定にかかわらず、報酬月額及びその報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の232.5を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年2月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年12月の期末手当)
- 2 平成30年12月に支給する期末手当については、改正後の第3条の規定にかかわらず、報酬月額及びその報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の232.5を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月24日から施行し、令和元年4月1日から適用する。
(令和元年12月の期末手当)
- 2 令和元年12月に支給する期末手当については、改正後の第3条の規定にかかわらず、報酬月額及びその報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の227.5を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月8日から施行し、令和2年12月1日から適用する。
(令和2年12月の期末手当)
- 2 令和2年12月に支給する期末手当については、改正後の第3条の規定にかかわらず、報酬月額及びその報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の220を乗じて得た額とする。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	月額 440,000 円

別表 2 (常勤役員等の期末手当)

期末手当の額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した者にあつては、その日）における報酬月額及びその報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、基準日が 6 月 1 日の場合においては 100 分の 222.5、12 月 1 日の場合においては 100 分の 222.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割合
基準日（6 月 1 日及び 12 月 1 日）	
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

会 長	月額 243,000 円
本会の副会長又は理事が会長の依頼により会務のため会議等に出席し、又は会長の依頼により会務のため旅行するとき	日額 11,200 円